

平成 26 年度 第 13 回豊能町教育委員会会議（3 月定例会）会議録

日 時：平成 27 年 3 月 19 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時 58 分

場 所：豊能町役場（2 階）大会議室

出席者：教育委員 岸本恵子委員長、太田佳子委員長職務代理、古谷治委員、石塚謙二教育長

事 務 局 今中教育次長、塩山教育総務課長、板倉教育支援課長、船曳生涯学習課長、川西教育支援課子ども支援室長、入江教育総務課課長補佐

会議次第

1. 議長（委員長）あいさつ

2. 審議事項

- ・第 29 号議案 平成 26 年度新規採用者の正式採用について
- ・第 30 号議案 教職員人事異動について
- ・第 31 号議案 町職員人事異動について
- ・第 32 号議案 豊能町子ども・子育て支援法施行細則の制定について
- ・第 33 号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・第 34 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について
- ・第 35 号議案 豊能町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
- ・第 36 号議案 豊能町立ふれあい広場使用規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について
- ・第 37 号議案 豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について
- ・第 38 号議案 豊能町立スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について
- ・第 39 号議案 豊能町教育基本指針について
- ・第 40 号議案 豊能地区小学校・中学校教科用図書採択協議会規約の改正について

3. 協議事項

- ・今後の学校配置等に関することについて

開会 午前 9 時 30 分

1. 議長（委員長）あいさつ

議長：ただいまの出席委員は 4 名です。過半数に達していますので、ただいまから 3 月度の教育委員会を開会します。会議録署名人を太田委員にお願いします。

本日は、第 29 号議案「平成 26 年度新規採用者の正式採用について」のほか 11 議案を議題とする。

2. 審議事項

議 長：第 29 号議案から第 31 号議案までは、人事異動等の個人情報に関係することなので、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思う。

(委員：全員異議なし)

議 長：全員異議なしと認めるので、第 29 号議案から第 31 号議案は、秘密会とする。

議 長：第 29 号議案「平成 26 年度新規採用者の正式採用について」の提案理由の説明を求める。

事務局：(第 29 号議案について説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結する。採決を行う。第 29 号議案「平成 26 年度新規採用者の正式採用について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 29 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 30 号議案 「教職員人事異動について」の提案理由の説明を求める。

事務局：(第 30 号議案について説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結する。採決を行う。第 30 号議案 「教職員人事異動について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 30 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 31 号議案 「町職員人事異動について」の提案理由の説明を求める。

事務局：(第 31 号議案について説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結する。採決を行う。第 31 号議案 「町職員人事異動について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 31 号議案は可決されました。

議 長：第 31 号議案が終了したので、秘密会を解く。

議 長：次に、第 32 号議案「豊能町子ども・子育て支援法施行細則の制定について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 32 号議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

議 長：様式の中で、「世帯の状況」欄の対象児童との続柄のところで、「父」欄と「母」欄が記載された書式になっているが、ひとり親家庭が増えている中で、「父」欄と「母」欄を明記する必要があるのか。それと支給認定書の様式だが、入園時に児童の年齢が3歳以上の記載があるが、児童は小学生を意味する言葉ではないか。

委 員：申請書類の様式の中で、保育を必要とする理由の欄に「DV」のチェック項目を記載する必要があるのか。例えば、保護者の母が申請する場合、父が虐待している場合が該当するのか。

事務局：保育認定要件にDVの要件があるため記載している。

議 長：以上、様式中の文言整理のことなので、後で事務局の方で、意見があった文言について確認し、整理をお願いする。

議 長：質疑を終結し、採決を行う。第32号議案「豊能町子ども・子育て支援法施行細則の制定について」賛成の方の举手を求める。

議 長：举手全員である。第32号議案は可決されました。

議 長：次に、第33号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第33号議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委 員：経過措置を設けるのは、運営基準の対応に時間を要するためなのか。

事務局：各学校の校舎内の1教室を育成室にあてる予定をしている。各施設50人定員で延床面積の基準を満たしているが、備品等環境整備の面で1年間は経過措置として40名定員としている。

議 長：東ときわ台留守家庭児童育成室は、吉川小学校の児童分を含めて現在35人定員だが、定員50人で足りるのか。

事務局：現在、35人の申し込みがあり、今後、高学年が増えてくると思うが、定員50人で足りると見込んでいる。

議 長：要望だが、この議案に関わらず、各種申請様式だが、働いている方への対応として、インターネットからも入手できるようにお願いしたい。

議 長：質疑を終結し、採決を行う。第33号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部を改正する規則について」賛成の方の举手を求める。

議 長：举手全員である。第33号議案は可決されました。

議 長：次に、第 34 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について」提案理由の説明を求める。

事務局：（第 34 号議案について説明）

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

議 長：平成 27 年 4 月から新教育長にならない場合でも、改正の必要があるのか。

事務局：本町の場合、現時点では教育長は平成 27 年 3 月 31 日付けで退職する届けを出しているので、自動的に 4 月 1 日以降は新制度へ移行する必要がある。

議 長：質疑を終結し、採決を行う。第 34 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 34 案は可決されました。

議 長：次に、第 35 号議案「豊能町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」提案理由の説明を求める。

事務局：（第 35 議案について説明）

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

議 長：質疑を終結し、採決を行う。第 35 号議案「豊能町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 35 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 36 号議案から第 38 号議案まで一括して審議する。それでは、第 36 号議案「豊能町立ふれあい広場使用規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について」、第 37 号議案「豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について」、第 38 号議案「豊能町立スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について」提案理由の説明を求める。

事務局：（第 36 号議案から第 38 号議案について説明）

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委 員：周知方法はどのように行うのか。

事務局：利用団体には団体の代表者に通知をする。その他、ホームページでの掲載、各スポーツ施設での周知等を行う。

議 長：質疑を終結し、議案ごとに採決を行う。第 36 号議案「豊能町立ふれあい広場使用規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 36 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 37 議案「豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 37 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 38 号議案「豊能町立スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 38 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 39 号議案「豊能町教育基本指針について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 39 議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

議 長：資料の豊能町教育基本指針の案をとるのは、3 月 23 日でもよいのか。

事務局：この指針の中には平成 27 年度当初予算に関する内容もあり、明日の 3 月定例議会で予算がはつきりするので、そのあたりも考慮して判断していただければと思う。

委 員：先日の川崎市の事件では、生徒が登校していないことで、学校にもう少し相談できなかつたのかという思いがあるが、そのあたり指針ではどのようにになっているのか。

事務局：学校では、生徒の安否確認が重要と思っている。親が状況を把握していても、学校が直接本人と会うことを大事にしている。そのあたり生徒指導の面で指針に反映できると思う。学校から、5 日以上欠席者を毎月、教育委員会に報告するようにしている。川崎市でも先生が色々と動いていたようだが、事態の緊急性の認識の問題だと思う。

委 員：重点目標 7 項目の 4 番目の学習環境支援のところで、耐震や交通安全プログラムの記述はあるが、小中一貫教育やパソコンの更新などの記述がないが。

事務局：ＩＣＴ教育の充実について、学習指導要領のところで情報教育機器の整備などは書けると思う。7 頁の「学校の安全対策・健康教育」については、安全対策では耐震化、避難所対応への整備、学校の施設管理、AED などが入ると思う。

教育長：重点目標 4 のところで、耐震化や避難所としての施設設備のことをもう少し具体的に書けないか。

委 員：留守家庭児童育成室の項目では、小学生の児童でも教育ではなく保育という扱いになるのか。

事務局：教育と保育のスタンスの違いがあると思う。留守家庭児童育成室では保育なのだが、そこで一緒に実施する放課後子ども教室は教育的なとらえかたをしている。

議長：教育指針について、各委員で他に意見等があれば事務局に伝え、再度、事務局より提案してください。この議案については、継続審議とし、本日は採決をしないこととする。

議長：次に、第40号議案「豊能地区小学校・中学校教科用図書採択協議会規約の改正について」提案理由の説明を求める。

事務局：（第40議案について説明）

議長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委員：この場で規約を決定するのか。

事務局：協議会の構成団体である能勢町も同様の審議をしている。両町で意見が異なれば調整を行うことになる。

議長：豊能町教育委員会として規約の内容を決定することになる。

委員：採択地区は、法律では従来、市若しくは郡の区域又はこれらをあわせた地域となっているが、豊能郡と池田市という地域での取組が可能なのか。

事務局：採択地区の設定は府が行うが、決めるに際し、府より市町村の要望がないかきいてくる。要望すればそのようなことも可能かもしれない。今の豊能郡の教員の数が少なく、選定作業が大変多忙になる。両町の教員が連携して行えば負担軽減にもなるので、豊能郡で採択している。

議長：質疑を終結し、採決を行う。第40号議案「豊能地区小学校・中学校教科用図書採択協議会規約の改正について」賛成の方の举手を求める。

議長：举手全員である。第40号議案は可決されました。

4. 協議事項

議長：次に「今後の学校配置等に関すること」について、事務局の説明を求める。

教育長：今回の資料は、文言修正等を行った。今後、4月頃には案を取り去って、総合教育会議で提案していきたい。4月以降に取り組む「小中一貫教育等充実検討事業」のベースにしたいと思う。この案について意見を出してもらい、4月に整理して正案としたいと考えている。
(前回からの文言整理等について説明)

議長：教育委員会としての考え方の説明としては、どのように考えているのか。

教育長：総合教育会議の話題として上がれば、会議が公開であることから、町全体への1つの意思表明になると思う。

議長：4月には正案としたいと思う。本日はこれで協議を終了する。

5. 報告事項

報告事項 1：平成 26 年度地域少子化対策事業の報告について

議長：以上で、本日の案件は全て終了した。教育委員会会議を閉会する。

○教育委員会会議 臨時会 開催予定

(3月定例議会に上程している議案に関する規則等について)

* 3月 23 日（月）午後 3 時開催予定

○4月度の教育委員会会議について

* 4月 23 日（木）午前 9 時 30 分開催予定

○5月度の教育委員会会議について

* 5月 29 日（金）午後 3 時開催予定

閉会 午前 11 時 58 分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 27 年 3 月 31 日 署名

豊能町教育委員会
委員長

岸本恵子

会議録署名人

太田佳子